

第1章

都市計画マスタープランとは

-
1. 計画の目的と位置付け
 2. 計画対象区域・目標年次
 3. 計画の構成
 4. まちづくりに係る社会潮流
-



第1章 都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的と位置付け

(1) 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市が創意工夫のもと、市民の意見を反映させながら、地域の都市空間を重視したまちづくりを目指すため、都市計画に関する基本的な方針などを総合的に定めるものです。

本市では、平成13年（2001年）12月に白岡町都市計画マスタープラン（以下、「現行計画」という。）を策定し、平成29年（2017年）3月に改訂を行っています。

現行計画では、「美しい自然と都市の活力が調和したまちづくり」をテーマとして、「豊かな自然環境と住環境との調和するまちづくり」「ぬくもりとやさしさのある福祉のまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」に取り組んできました。

平成23年（2011年）には、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジと久喜白岡ジャンクション間が開通し、平成24年（2012年）の東北縦貫自動車道蓮田スマートインターチェンジ（蓮田市）の開設、平成27年（2015年）の首都圏中央連絡自動車道の桶川北本インターチェンジと白岡菖蒲インターチェンジ間の開通などがあり、主要な高速道路との直結により広域交通ネットワークも強化されてきました。ＪＲ宇都宮線については、平成27年（2015年）3月から上野東京ラインによる東海道線までの直通運転を開始し、通勤・通学等の利便性が大幅に向上しています。

市民との合意に基づく地区計画としては、平成13年（2001年）に宮山団地地区、平成14年（2002年）に白岡物流センター地区、平成23年（2011年）に白岡西部産業団地地区が指定され、平成25年（2013年）に白岡西部産業団地が完成しています。

平成22年（2010年）国勢調査で人口5万人を超えたことから、平成24年（2012年）10月に市制施行しました。

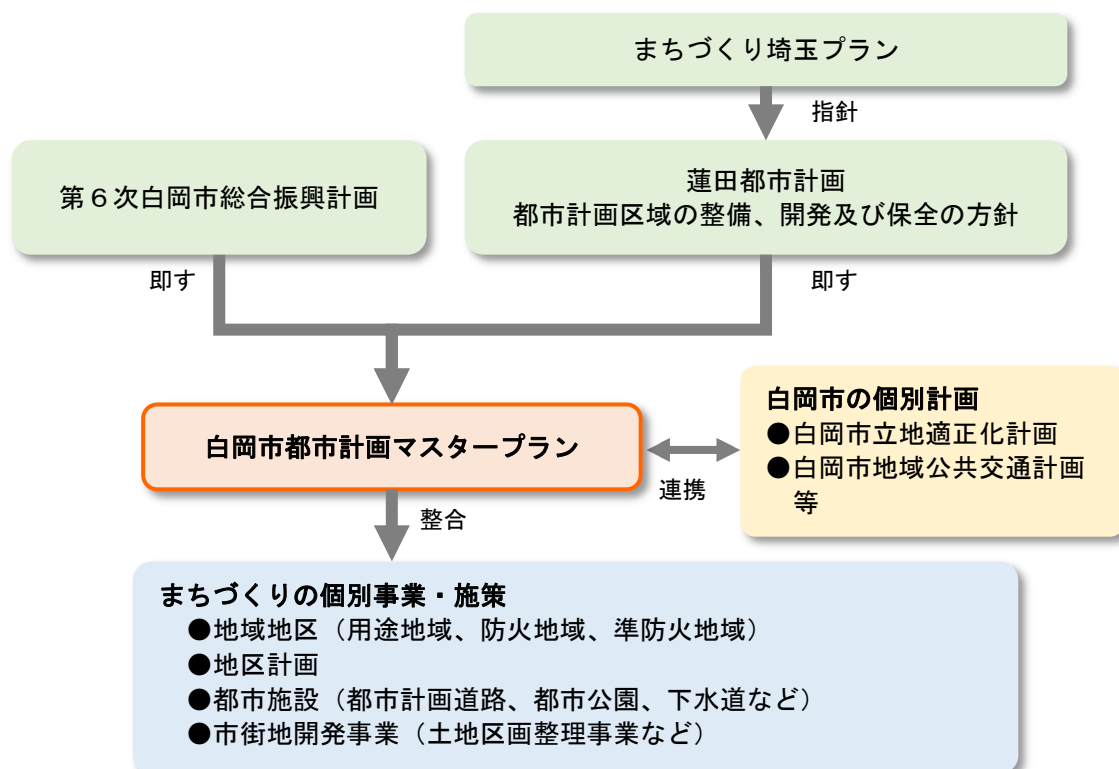
このような中、現行計画は、当初策定から20年以上が経過しており、その間、社会経済情勢等の変化として、災害リスクの拡大、脱炭素社会の実現、デジタル技術・先端技術の進展、持続可能な開発目標（SDGs）の取組等への対応も求められるようになったことから、現行計画の見直しを行い、新たな計画として策定するものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、「第6次白岡市総合振興計画」や「蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県）」などの上位計画に即するとともに、本市の関連部門計画との整合を図り、定めます。

今後実施されるまちづくりの個別事業や施策は、本計画に基づき、実施することとなります。

図 都市計画マスタープランの位置付け



2. 計画対象区域・目標年次

(1) 計画対象区域

本計画は、行政区域（都市計画区域）全域の2,492ha（24.92k m²）を対象とします。

(2) 目標年次

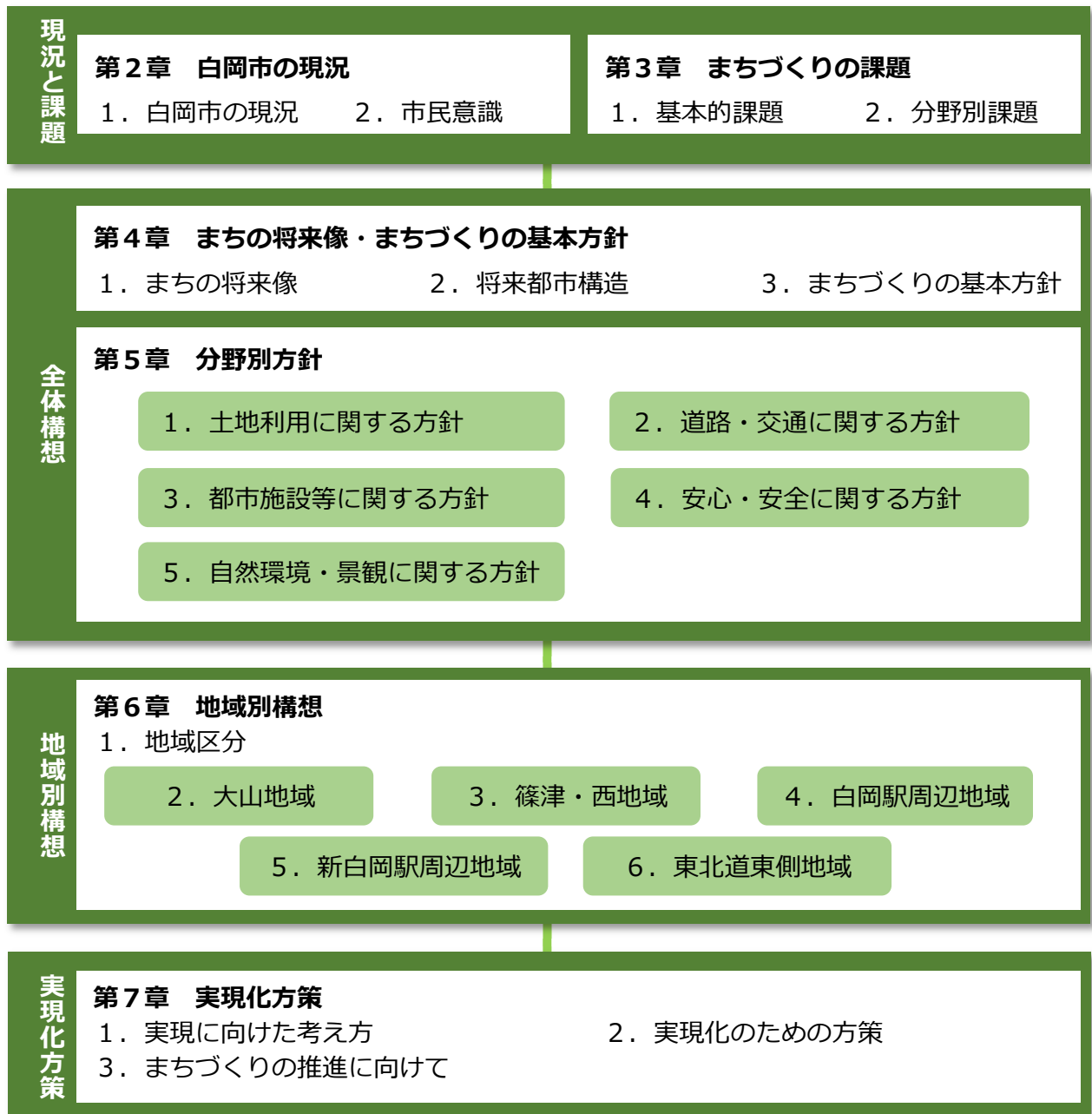
本計画は、おおむね20年後の都市の将来像を見据えつつ、「第6次白岡市総合振興計画」及び「蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県）」の見直しや社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画期間をおおむね10年とし、必要に応じて見直しを行います。



3. 計画の構成

都市計画マスタープランは、「白岡市の現況」「まちづくりの課題」、本市全体のまちづくりの基本的な方針を示す「まちの将来像・まちづくりの基本方針」「分野別方針」、5地域ごとに目標（将来像）や整備方針を示す「地域別構想」、目標としたまちづくりの実現に向けて今後取り組むべき内容を示す「実現化方策」により構成されています。

表 白岡市都市計画マスタープランの構成



第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

4. まちづくりに係る社会潮流

(1) 人口減少社会を踏まえたまちづくり

わが国の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化も進行しています。今後も同様の傾向が続くと予測されており、社会や産業の活力低下や税収の減少、国や自治体財政力の低下が懸念される中で、都市においては空き家や低未利用地の増加、地域コミュニティの衰退等の多様な問題が生じることが危惧されています。

そのため、誰もが暮らしやすい環境の充実を図り、若い世代等の定住人口を増やすとともに、産業の活性化を推進する等の持続的な成長を見据えた都市づくりが求められています。

(2) 災害リスクに対応した安心・安全なまちづくり

我が国は繰り返し震災に見舞われており、地震はいつどこで発生するか予測できないため、事前に備えておくことが重要となります。また、近年の地球規模での気候変動の影響もあり、台風や集中豪雨による土砂崩れ・洪水・暴風なども頻発し、その被害が深刻化する傾向がみられます。そのため、ハード・ソフト両面にわたる取組により、安心・安全に暮らし続けられる災害に強い都市づくりが求められています。

(3) 低炭素・脱炭素のまちづくり

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動により、自然災害が激甚化、頻発化し、市民の生活に大きく影響を及ぼす極めて深刻な状態となっています。我が国では、令和 32 年（2050 年）までに国内における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げており、低炭素・脱炭素のまちづくりが求められています。

※本市においても、豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現する取組を推進していくことを令和 5 年（2023 年）6 月 1 日に宣言しています。

(4) 公民連携のまちづくり

人口減少社会において、行政だけでまちづくりを進めていくことには限界があり、継続的にサービスを提供するために、民間事業者や市民等を含めて公民連携のまちづくりを進めていく必要があります。

人々の価値観の多様化や都市間競争等を背景に、都市の魅力づくりの重要性が認識されてきています。そのため、公共施設等の既存ストックの有効活用をはじめ、市民が主体となってまちの魅力やにぎわいを創出するエリアマネジメントの取組等の推進が求められています。



（５）デジタル技術、先端技術を生かしたまちづくり

デジタル化の進展に伴い、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボット等の先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく、経済発展と社会課題の解決の両立が期待されています。自動運転技術の進化や新たなモビリティの普及等の交通分野のほか、農業、医療、教育、防災等の幅広い分野で新たな技術が取り入れられており、こうした先端技術の活用を前提とした都市づくりが求められています。

（６）SDGsの考え方を取り入れたまちづくり

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて令和 12 年（2030 年）までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」で、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。このSDGsの考え方を都市計画マスタープランに取り入れ、国際社会共通の目標達成に貢献するため、持続可能な都市づくりが求められます。